

申請書の記入は不要です

# 各種証明書を取得したいときに 便利な サービス

☎ 市民課 ☎ 9134 ・ ☎ 9135

## 1 コンビニ交付 サービス

早朝から深夜まで  
土・日曜日でも利用可

専用のマルチコピー機が設置してあるコンビニなどの店舗で、住民票の写しなどの各種証明書が取得できます。

**利用時間**  
毎日6時半から23時まで  
※12月29日から1月3日およびメンテナンス日は除く

**利用条件**  
マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が搭載されているもの）を持っている人  
※4桁の暗証番号が必要です  
※戸籍関係証明書を請求する人で、本籍が廿日市市、住民登録が廿日市市外の場合は、事前に利用登録申請が必要です  
詳しくは、市ホームページを確認してください



## 2 らくらく窓口証明書交付 サービス

市役所などの窓口でマイナンバーカードを利用して、簡単なタッチパネル操作で各種証明書が取得できます。

**利用時間**  
開庁日8時30分～17時  
※メンテナンス日は除く

**利用できる場所**  
・市役所1階市民課  
・大野支所1階市民窓口係

**取得方法**  
①窓口のタッチパネルを操作し、情報を入力  
②発券された受付書を窓口で渡す  
③手数料と引き替えに証明書を受け取る

**利用条件**  
廿日市市に住民登録があり、マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が搭載されているもの）を持っている人  
※戸籍関係証明書を請求する場合は、住民登録と本籍が廿日市市にある人のみ利用できます

### 1 2 共通

**取得できる証明書**  
住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍全部・個人事項証明書、戸籍の附票の写し

**手数料**  
住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し ……300円  
戸籍全部・個人事項証明書 ……450円

# 転入・転出・転居に伴う 臨時窓口を開設します

☎ 市民課 ☎ 9134 ・ ☎ 9135

**とき**  
3月28日(土)、4月4日(土)9時～15時

**ところ**  
市役所1階市民課

転入・転出・転居が集中する3月下旬および4月上旬の土曜日に、臨時窓口を開設します。  
臨時窓口で受け付けるのは市民課で扱う次の業務のみです。他機関への問い合わせや確認が必要な業務は、手続きができない場合があります。内容によっては再度来庁が必要な場合もあるため、詳しくは平日に問い合わせてください。

取り扱い業務	備考
転入、転出、転居、印鑑登録などの受け付け	海外からの転入は取り扱いできません。
住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録証明書などの交付	広域交付の住民票の写し・広域交付の戸籍謄抄本は取り扱いできません。
マイナンバーカード	交付 交付通知書に記載されているものを持参してください。また、交付場所が廿日市市役所以外の方は、来庁予定日の10日前までに各支所に電話をして、交付場所を変更してください。
	申請の受け付け ・電子証明書の更新 ・暗証番号の再設定
一般旅券の交付	申請の受け付けはできません。

### ● 転入、転出、転居の届け出に関して

届け出は、原則、本人か世帯主が行ってください。本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、資格確認書など）を持参してください。本人か世帯主以外による届け出には、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。



届け出	転入届 廿日市市に 引っ越してきたとき	転出届 他の市区町村へ 引っ越すとき	転居届 廿日市市内で 引っ越しをしたとき	世帯変更届 世帯主や世帯構成が 変わったとき
届け出期間	転入した日から14日以内	転出の前	転居した日から14日以内	変更があった日から14日以内
手続きに必要なもの (該当するもののみ)	・前住所の市区町村が発行した転出証明書 ・マイナンバーカード ・在留カード ・特別永住者証明書	・印鑑登録証 ※海外へ転出する場合はマイナンバーカードも必要	・マイナンバーカード ・在留カード ・特別永住者証明書	なし

※転入届は、前住所地で事前に手続きが必要です  
※戸籍に関する届け出は、時間外窓口（市役所1階防災センター）で受け付けます  
※住所変更前に戸籍の届け出をした人は、受理証明書などが必要な場合があります

詳しくは、市ホームページを確認してください

